

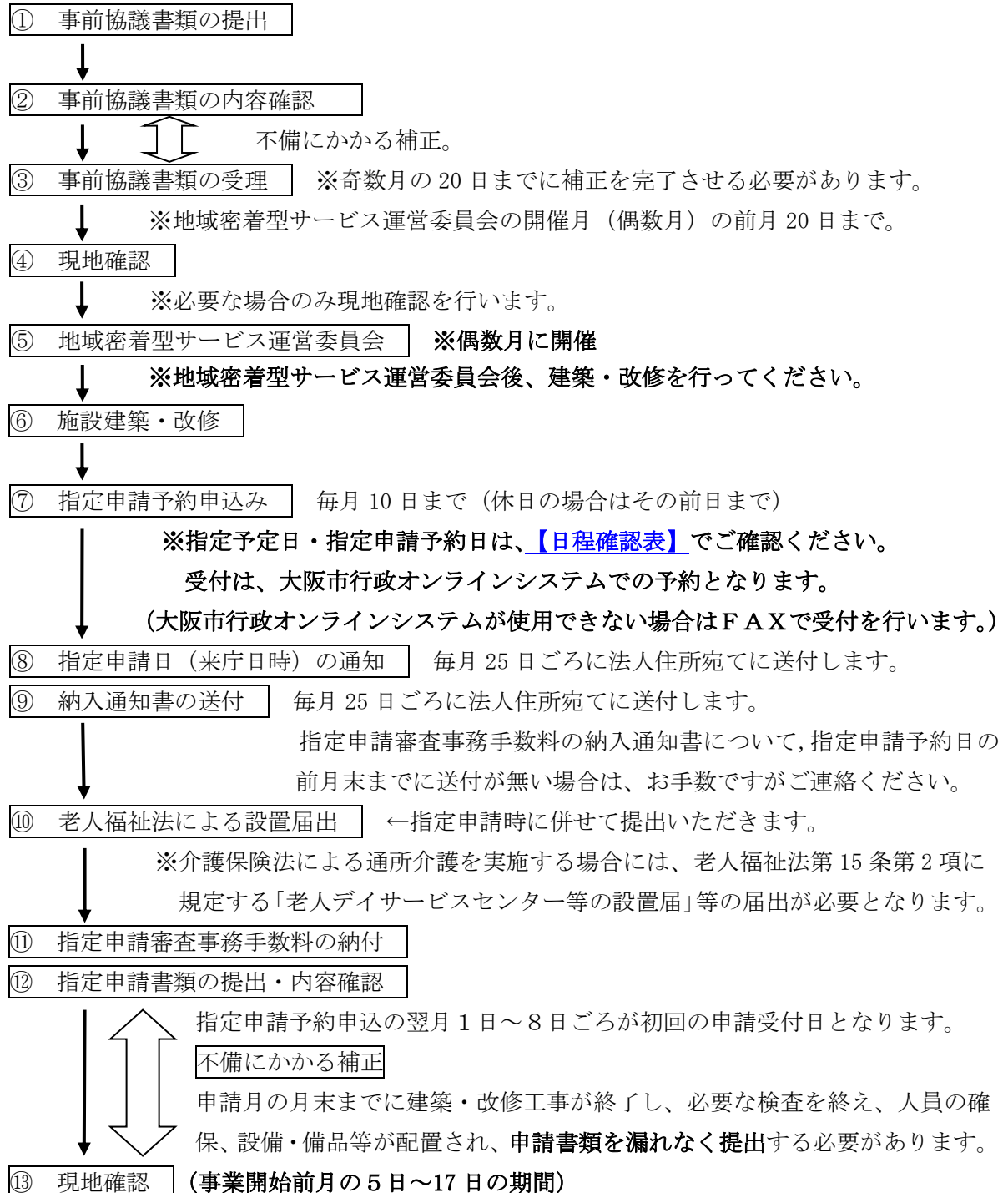
【地域密着型通所介護・療養通所介護】の指定申請の流れについて

(1) 受付

(ア) 郵便等による送付の方法により受付は随時行っています。

(イ) 事前協議は補正期間を考慮してください。

(2) 事前協議から指定までの流れ





⑭ 指定時研修（事業開始前月の 25 日頃）



指定時研修後に、指定通知書を交付します。

⑮ 事業開始（指定時研修の翌月 1 日）